

1. はじめに
2. 国連グローバル・コンパクト (GC) の規範としての意義
3. 国連による平和と安全の維持分野における新たな規範のニーズ
4. 国連 GC 事務局が検討する「国連 GC と紛争予防」
5. 企業にとっての国連 GC と紛争予防の意義
6. おわりに――国連 GC と規範

1. はじめに

問題意識

問題の限定 国連の規範研究の観点からの分析 国連 GC のホームページ
研究視覚 グローバル・ガバナンス と 国際法学

2. 国連グローバル・コンパクト (GC) の規範としての意義

三つの観点

1) 規範論

*規範とは何か *集合的間主観性 (cf. コンストラクティヴィズム)

*ネットワーク規範 *トランスナショナル規範

2) 主体論 アクター ステークホルダー

国際法学の法主体性論 受動的主体 権利・義務の対象主体
能動的主体 規範創造能力

3) 責任論

- ①社会的責任、
- ②GC メンバーとしての責任
- ③アカウンタビリティー トランスペレンシー
- ④国連 GC 不遵守、
- ⑤Pacta Sunt Servanda
- ⑥責任論と権力論の接点

	国連 GC	多数国間条約
主体	企業	国家
規範	ソフト・ロー	条約
規範創造能力	あり	あり
責任	アカウンタビリティー	国際責任
不遵守	社会的圧力・制裁	処罰・責任の解除

3. 国連による平和と安全の維持分野における新たな規範のニーズ

- 1) 国連憲章 集団安全保障制度 紛争の平和的解決
- 2) 国連平和維持活動

主体 規範 規範創造能力 国際責任

- 3) 冷戦後の国連による平和と安全の維持分野の規範の特徴——紛争予防・平和構築
特徴：①「新しい戦争」、②紛争当事者・利害関係当事者、③規範 紛争予防、平和構築、④規範創造能力 エピステミック・コミュニティ、⑤責任 ⑥不遵守
- 4) 新たな規範のニーズ

紛争解決枠組みのゆらぎ グローバル化の処方箋となりうる規範の要請
*人間の安全保障 *保護する責任 *国連 GC

4. 国連 GC 事務局が検討する「国連 GC と紛争予防」

重要な指標

- 1). マルティーステークホルダー・イニシアチブ パートナーシップ 対話
- 2) 収入分配レジーム
- 3) 紛争影響評価と危機管理
- 4) 透明性 ビジネス・市民社会・政府の前向きなシナジー

会合とワークショップ

- 1) 2001年3月21-22日「紛争地域における民間セクターの役割」
- 2) 2002年4月17-18日、ニューヨーク「紛争地域における民間セクターの役割」
- 3) 2003年11月13-14日、カザフスタン「中央アジアの安定と発展」
- 3) 2006年6月17日、スーダン、「官民パートナーシップ」
- 4) 2007年1月17日、ニューヨーク、「紛争傾向がある国家への責任ある投資」
- 5) 2008年6月26-28日、ムンバイ、「将来への責任：ビジネス、平和、持続可能性」

資料

- 1) ビジネス・ケース「経済と武力紛争の関係」
- 2) 安全保障問題 「法執行官による武力および武器の使用と人権」
「アメリカとイギリスによる安全保障と人権に関する任意規則」
- 3) ビジネス・ツール 「平和のビジネス(Business of Peace)」
- 4) 特定の産業と地域 ダイヤモンド、材木、石油、中東、アフリカ

5. 企業にとっての国連 GC と紛争予防の意義

- ①イメージアップ②安全情報 ③安全確保・危機管理 ④説得的正統性 ⑤市場開拓

6. おわりに——国連 GC と規範

I. マルティーステークホルダー・イニシアチブ

II. 収入分配レジーム

III. 紛争影響評価と危機管理

IV. 透明性

V. 会合とワークショップ

1) 2001年3月21-22日、ニューヨーク「紛争地域における民間セクターの役割」

2) 2001年9月27-28日、ジュネーブ「紛争地域における民間セクターの役割」

3) 2002年4月17-18日、ニューヨーク「紛争地域における民間セクターの役割」

4) 2002年11月17-18日、南アフリカ、ヨハネスブルグ

「紛争地域における民間セクターの役割」

5) 2003年11月13-14日、カザフスタン、アルマトイ

「拡大するビジネス機会を通して中央アジアの安定と発展を促進する」

6) 2004年10月7-8日、ニューヨーク、ワークショップ#1

「紛争に機敏な(conflict sensitive)ビジネス慣行の促進のための公共政策の選択枝の確認」

7) 2004年12月13日、ニューヨーク、ワークショップ#2

「紛争に機敏な(conflict sensitive)ビジネス慣行の促進のための公共政策の選択枝の確認」

8) 2004年12月14日、ニューヨーク、シンポジウム

「脆弱で紛争に影響を受けている国において、紛争に機敏なビジネス慣行を強化する」

9) 2006年6月17日、カートのーム(Khartoum)、スーダン

「官民パートナーシップ、共有の機会と責任に関する紛争後の枠組み」

10) 2007年1月17日、ニューヨーク、

「脆弱(Weak)な、紛争傾向がある国家への責任ある投資」

11) 2008年6月26-28日、ムンバイ、

「将来への責任：ビジネス、平和、持続可能性」

VI. 紛争予防一資料

1) ビジネス・ケース

「持続可能な平和を育成する企業の役割」

「経済と武力紛争の関係」

2) 安全保障問題

「法執行官による武力および武器の使用と人権」 人権高等弁務官

「法執行官の行動規則(Code of Conduct)」 人権高等弁務官

「アメリカとイギリスによる安全保障と人権に関する任意規則」

3) ビジネス・ツール

「平和のビジネス(Business of Peace)」 インターナショナル・アラート

4) 特定の産業と地域

ダイヤモンド、材木、石油、中東、アフリカ

5) OECDによる脆弱なガバナンスの地域における多国籍企業の危機評価ツール

VII. 紛争地域における民間セクターの役割—対話ネットワーク リスト

VIII. グローバル・コンパクトに関する学術論文のリスト

IX. 予防のための投資：不安定な危機を管理し、危機への対応を改善する国際戦略（英国首相戦略部門による報告書）